

《スクールバスの利用について》

Q18. 平日の地域クラブ活動においても、スクールバスの利用を許可してもらえるのか？

- A. 令和 8 年度から休日の地域クラブ活動への本格移行が始まることを踏まえ、移行期の措置として、平日の地域クラブ活動においてもスクールバスの利用を許可します。ただし、前回（Q15：10 月末現在）回答したように、あくまで通常利用している生徒の利用のみとし、運行時間についても学校が設定している時間をお願いします。

《地域クラブの設立について》

Q19. 地域クラブを新設する場合、あらかじめ会員が決まっていなければ申請できないのか？まず地域クラブを設立し、その後に会員募集を行う形でもよいのか？

- A. 地域クラブを設立する際には、代表者や活動の基本的な体制（活動種目・活動場所の見通し・指導者の候補など）が整っていることが望ましいですが、必ずしも会員が確定している必要はありません。まずは地域クラブの設立準備を進め、一定の体制が整った段階で市教育委員会へ申請し、設立後に学校等を通じた会員募集を行うことも可能です。ただし、申請時点で最低限必要となる項目（様式 1・様式 2 の記載事項：代表者、活動種目、活動場所の見通しなど）は明記してください。会員募集は、認定後に行うことができます。会員名簿や保険加入書の写し、指導者等については準備ができ次第、連絡・提出をお願いします。

《陸上・駅伝練習の取り扱いについて》

Q20. 休日の陸上練習は、部活動の一環として扱えなくなると思うが、どのように考えればよいのか？特に、陸上大会や駅伝大会に向けた練習についてはどうなるのか？

- A. 陸上・駅伝練習については、これまで同様の活動を実施することが可能と捉えています。学校の代表として大会に参加することができるものであり、任意の地域クラブではなく、学校管理下の活動として取り扱うことが可能です。その場合、生徒は日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。